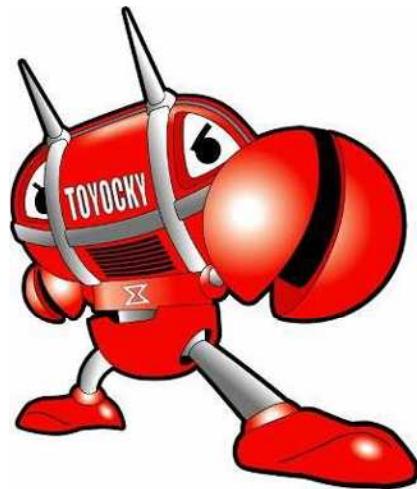


豊橋市地域生活支援事業

豊橋市
移動支援事業ガイドライン



豊橋市福祉部障害福祉課

はじめに

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

目次

1. 概要	• • • • • 3
2. 移動支援の対象者	• • • • • 3
3. サービスの内容	• • • • • 4
4. 対象となる外出の範囲	• • • • • 5
5. 利用するための手続き方法	• • • • • 6
6. 利用者の負担額	• • • • • 7
7. その他留意事項	• • • • • 8~9
8. 移動支援に関するQ&A	• • • • • 10

1. 概要

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時における移動支援のサービス提供を行います。

2. 移動支援の対象者

移動支援事業の対象となる方は以下の方になります。

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	①屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児） (障害福祉サービスの同行援護の支給決定がされていない者に限る) ②身体障害者手帳における等級が体幹機能障害1・2級もしくは下肢機能障害1級であって重度訪問介護（障害福祉サービス）の支給決定がされていない者（児）
知的障害者（児）	知的障害者（児）
精神障害者（児）	精神障害者（児）
難病	障害者総合支援法対象疾病に該当する者（児）

3. サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時に限られます。具体的な事例は、下記のとおりです。

◎移動支援の対象となる事例◎

- ・移動に伴う支援(ガイドヘルプ、乗り物への乗降介助、交通機関等の利用補助)
- ・外出中やその外出の前後におけるコミュニケーション支援(代読や代筆等の支援)
- ・外出先での必要な支援(排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、物品の購入支援等)

×移動支援の対象とならない事例×

- ・外出先での待ち時間等で、具体的な支援を行っていない場合
- ・遊び相手や預かり行為を目的とした外出をする場合
(移動支援は障害者(児)に対する外出支援を目的としており、家族等のレスパイトを目的としたものは対象とならない)
- ・移動支援事業所等が実施するイベント等への参加やそれに類する行為
- ・その他移動支援として、適切でないと考えられる場合

4. 対象となる外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、社会通念上適当であるかどうか、という観点から判断し、原則として宿泊を伴わない外出に対する支援が対象となります。

また【居宅～目的地～居宅】の一連の行為が移動支援の対象となりますが、片道または目的地のみの支援であっても移動支援の対象となります。

◎移動支援の対象となる例◎

外出内容	外出先の例
社会生活上必要不可欠な外出	<ul style="list-style-type: none">①本人同伴の買い物（スーパー、コンビニ等）②冠婚葬祭（結婚式、葬式、法事等）③金融機関、官公庁等の利用（銀行、郵便局、市役所等）④その他（選挙、美容院等）
余暇活動等社会参加のための外出	<ul style="list-style-type: none">①散歩②体育館やプール等の運動を目的とする場所③レジャー施設や映画館等④お墓参り等⑤地域活動等への参加（地域での行事、福祉大会等の各種イベント等）

×移動支援の対象とならない例×

外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育等への送迎
移動支援事業を利用すること が適切ではない外出	宗教等の布教活動 選挙運動等の政治活動 公序良俗に反する外出 風俗営業等を行う店舗への外出 賭博性の高い又は可能性を秘めた場所への外出

※通学や通所などの送迎については基本的には利用できません。

ただし家族等の入院ややむを得ない事情による場合であれば、通年かつ長期にわたる外出でも一時的に移動支援の利用が認められる場合があります。

5. 利用するための手続き方法

申請の流れ

①申請

- ・障害福祉課へ申請書を提出し、聞き取り調査を行う



②受給者証の発行

- ・受給者証（黄色）の発行までに2週間程度かかります。
- ・受給者証が自宅へ送付されます。



③契約、サービス利用

- ・利用事業所と契約を行います。契約時には受給者証の提示が必要になります。
- ・サービスを利用した場合は利用料金の支払いがあります。（※1）
- ・移動支援の上限支給量は30時間/月になります。

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）
または精神障害があることがわかる診断書
- ・特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証

上記のうち、いずれか一つ（複数該当する場合は該当するもの全て）とマイナンバーカードを持って、障害福祉課にて申請します。

※1 サービスの利用には原則費用全体の1割の利用者負担額がかかります。ただし、利用者負担額には上限があります。「6. 利用者の負担額」を参照してください。

6. 利用者の負担額

移動支援に係る利用者の負担割合については、利用者の属する世帯の所得状況によって、下記のとおりとなります。

	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	0円	0円	1割(ただし所得に応じて上限額あり)

令和5年4月現在

◆負担上限月額

障害者（18歳以上の方の場合）（配偶者がいる場合は市民税所得割額を合算します）

生活保護	市民税非課税	市民税所得割額 （～16万円未満）	市民税所得割額 （16万円以上）
0円	0円	9,300円	37,200円

障害児（18歳未満の方の場合）（世帯全員の市民税所得割額を合算します）

生活保護	市民税非課税	市民税所得割額 （～28万円未満）	市民税所得割額 （28万円以上）
0円	0円	4,600円	37,200円

7. その他留意事項

- ・移動支援は、常時支援ができる状況が必要であり、別室で待機している等、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて、自動車等で移動する時間等は算定の対象外になります。
- ・移動支援事業所またはヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要になります。
- ・移動支援の算定にあたって最初の算定は20分以上介助を行った場合になります。
- ・一連の外出にあたって1か所でも移動支援の対象とならない場所が含まれる場合、移動支援の対象とはなりません。対象とならない場所への支援が私的契約等によるものであっても移動支援を算定することはできません。

例：学校→公園→自宅といった流れの場合、学校は移動支援の対象とならない場所であるため、一連の外出を通して移動支援を算定することはできません。

- ・病院等の付き添いについては通常移動支援で算定することはできませんが、障害福祉サービスの通院等介助を支給決定されていない方で緊急かつやむを得ない場合に限り、病院等の付き添いも移動支援として算定できます。
- ・原則として移動支援は障害者（児）とヘルパーが一対一で行うのですが、下記のいずれかに該当する場合はヘルパーニ人による介護も可能とします。二人介護の利用は届け出が必要になります。

- ①障害者（児）の身体的理由により一人のヘルパーによる介護が困難であると認められる場合
- ②暴力等の危険行為が認められる場合

※二人介護の利用は届け出が必要になります。

- 一連の外出にあたり、移動支援の対象とならない時間を含む場合はその時間を控除して前後の時間数を合算して算定することになります。ただし、対象とならない時間が2時間より多い場合は前後の時間を合算せずにそれぞれの時間で算定してください。

(具体的な支援を行わない)



例 1 の場合、②は移動支援の対象とならないため、①と③を合算して4時間で算定することになります。

(具体的な支援を行わない)



例 2 の場合、算定対象とならない②が2時間より多いため、①と③を分けて、それぞれ1時間で算定して下さい。

※具体的な支援を行わないとは…移動に係る身体的な介護だけでなく見守り等も行わない状態。ヘルパーが別室で待機などしている場合が該当する。

8. 移動支援に関するQ & A

一 目次 一

1. 利用の条件について

Q1 移動支援の支給時間量に上限はありますか。	— 1
Q2 1日あたり利用時間数に制限（上限）はありますか。	— 1
Q3 1日に複数の目的地に行くことは可能ですか。	— 1
Q4 家族等が目的地まで送迎を行った場合、目的地のみで移動支援を利用することができますか。	— 1
Q5 グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することはできますか。	— 1
Q6 病院や入所施設等に入所中の方が一時帰宅した際に、移動支援の利用をすることはできますか。	— 1
Q7 支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか。	— 1

2. サービスの適応範囲について

Q8 散歩に移動支援を利用することができますか。	— 2
Q9 移動支援で市役所の手続きや福祉事業所の見学に行くことは可能ですか。	— 2
Q10 銭湯など、入浴を目的とした外出に対し、移動支援を利用することはできますか。	— 2
Q11 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中も移動支援として算定することができますか。	— 2
Q12 スーパー銭湯である「極楽湯」や「リスパ」の娯楽を目的とした場所の支援は認められますか。	
Q13 利用する移動支援事業所が主催したイベントやレクリエーション活動に対して、移動支援を利用することはできますか。	— 2
Q14 障害者（児）の見守りをしてほしい場合に移動支援を利用することができますか。	— 3
Q15 サークル活動に移動支援を利用することはできますか。	— 3
Q16 日帰りの旅行の場合、移動支援を利用することはできますか。また、宿泊を伴う旅行の場合、往路復路どちらかの利用はできますか。	— 3
Q17 障害福祉サービスの通院等介助を利用して病院に行く場合、帰りは移動支援を利用することができますか。	— 3
Q18 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうすればいいですか。	— 3

3. 交通手段について

Q19 目的地まで車で行きたいのですが可能ですか。	— 4
Q20 目的地まで自転車で行きたいのですが可能ですか。	— 4

4. 支援の方法について

- Q21 一人の利用者に二人のヘルパーが付き添い利用することができますか。 — 4
Q22 一人のヘルパーに対して、何人の利用者へ支援を行うことができますか。 — 4
Q23 二人介護は1つの事業所から二人のヘルパーを派遣するのではなく、2つの事業所からそ
れぞれ一人ずつヘルパーを派遣し、支援することができますか。 — 5

5. 通学・通所等について

- Q24 通学（学校に通う）には利用できませんが、学習塾等への送迎は可能ですか。 — 5
Q25 学校行事（遠足や社会見学等）や施設等の行事で外出する際に移動支援を利用することができますか。 — 5
Q26 学校の送迎バスのバス停までの移動は算定可能ですか。 — 5
Q27 短期入所事業所や日中一時支援事業所の送迎に移動支援を利用することができますか。 — 5
Q28 日中活動を行う障害福祉サービス事業所（就労移行、就労継続支援、自立訓練（生活訓
練）、地域活動支援センター等）への通所に移動支援を利用することはできますか。 — 5
Q29 障害児通所支援事業所（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）へ — 6
の送迎に利用することができますか。

6. 移動支援の際に発生するさまざまな費用について

- Q30 移動支援により生じた交通費は誰が払うのですか。 — 6
Q31 ヘルパーと一緒に食事をした場合の料金はどうすればいいですか。 — 6
Q32 キャンセル料は発生しますか。 — 6

7. その他

- Q33 実績記録表における利用者確認欄は印鑑による押印である必要があります。 — 6

1. 利用の条件について

Q1 移動支援の支給時間量に上限はありますか。

移動支援の上限支給量は30時間/月となります。

Q2 1日あたり利用時間数に制限（上限）はありますか。

支給決定を受けた時間数内であれば、1回のサービスでの利用時間に制限はありません。

Q3 1日に複数の目的地に行くことは可能ですか。

可能です。ただし1か所でも対象とならない目的地がある場合は補助金の対象として算定することができません。

Q4 家族等が目的地まで送迎を行った場合、目的地のみで移動支援を利用することができるですか。

目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても移動支援を利用することができます。目的地が移動支援の対象外である場合は利用することはできません。

Q5 グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することはできますか。

グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

Q6 病院や入所施設等に入所中の方が一時帰宅した際に、移動支援の利用をすることはできますか。

移動支援は、在宅生活の方に対する社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中の方は外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。

Q7 支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか。

できません。上限を超えて利用者が事業所と契約し、自費で利用することは可能ですが、超えた部分については、給付費の支給はできません。

2. サービスの適応範囲について

Q8 散歩に移動支援を利用することができますか。

散歩に行く際も移動支援を利用することはできますが、預かり目的や遊び相手として移動支援を利用することはできません。

Q9 移動支援で市役所の手続きや福祉事業所の見学に行くことは可能ですか。

できます。「社会生活上必要不可欠な外出」に該当します。

ただし、障害福祉サービスの「通院等介助」の支給を受けている方は、そちらの制度をご利用ください。（通院等介助の「等」に市役所などが含まれています）

Q10 銭湯など、入浴を目的とした外出に対し、移動支援を利用することはできま
すか。

目的地までの介助に関しては移動支援を利用することができますが、入浴に対する介助は移動支援にあたらないため、施設内の時間を算定することはできません。

ただし、居宅に入浴設備のない方で入浴の介助を行える家族等がいない場合に限り、施設内の時間を算定することができます。

Q11 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中も移動支援として算定
することができますか。

移動支援の対象となるのは、目的地までの移動の介助及び目的地における移動、食事、排泄等の介助や危機回避のための必要な支援を行った場合になります。

水の中においても常時介助が必要な方については安全面に最大限配慮をした上で、安全の確保ができる場合のみ支援を行うことが可能とします。

ただし、水の中での『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為についてはヘルパーの本来の業務でないため移動支援の対象にはなりません。

Q12 スーパー銭湯である「極楽湯」や「リスパ」の娯楽を目的とした場所の支
援は認められますか。

「極楽湯」や「リスパ」などは余暇として移動支援の対象となります。ただし、施設内の算定は介助を行える家族等がいない場合に限り、算定できるとしていますので、その点においては、銭湯と変わりない考え方になります。（Q10、Q11参考）

Q13 利用する移動支援事業所が主催したイベントやレクリエーション活動に対
して、移動支援を利用することはできますか。

移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所が主催するイベント等については対象になりません。他の移動支援事業者等が実施するイベント等については対象になります。

Q14 障害者（児）の見守りをしてほしい場合に移動支援を利用することができますか。

できません。

移動支援は障害者（児）本人の外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としており、家族のレスパイトや預かりを目的として利用することはできません。

Q15 サークル活動に移動支援を利用することはできますか。

社会参加を目的とし、利用者が自主的に行うサークル活動については、あらかじめ週単位、月単位で週に1回以上利用が予定されているものでも、移動支援を利用できます。

Q16 日帰りの旅行の場合、移動支援を利用することはできますか。また、宿泊を伴う旅行の場合、往路復路どちらかの利用はできますか。

宿泊を伴わない旅行の場合、移動支援を利用することができます。

宿泊を伴う旅行等においては、片道だけであっても移動支援を利用することはできません。

Q17 障害福祉サービスの通院等介助を利用して病院に行く場合、帰りは移動支援を利用することができますか。

通院等介助は居宅→病院等→居宅という一連の行為に対する支援であり、一連の行為の中で移動支援を利用することはできません。

Q18 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうすればいいですか。

次のようなケースで、移動支援の行き先や目的によっては、支援を必要としない時間が発生する場合があります。その時間については、事業所は給付費の算定ができません。

- 【例】
- ・散髪に行ったが、散髪の最中は支援が不要だった
 - ・映画館に行ったが、映画上映中は支援が不要だった
 - ・結婚式に行ったが、利用者の親族で支援が出来たため、支援が不要だった

上記のケースでも、利用者の障害特性により、見守り、声掛け、トイレ等の際の付き添い等が必要で、事業所が「支援必要」と判断し「支援を行った」場合は、算定可能です。

3. 交通手段について

Q19 目的地まで車で行きたいのですが可能ですか。

ヘルパーまたは利用者本人が運転している時間は、支援しているとみなされません。車を利用すること自体は認められますが、運転している時間は給付費の算定ができません。ただし、ヘルパーが運転手でなく自動車に同乗して介助を行う場合は移動支援として算定することができます。また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。

Q20 目的地まで自転車で行きたいのですが可能ですか。

自転車に乗っている時間（移動中）は、支援しているとみなされません。自転車を利用すること自体は認められますが、自転車に乗っている時間（移動中の時間）については、事業者は給付費の算定ができません。事業者は、目的地での支援の時間のみ算定することになります。

4. 支援の方法について

Q21 一人の利用者に二人のヘルパーが付き添い利用することができますか。

原則として移動支援は障害者（児）とヘルパーが一対一で行うものですが、下記のいずれかに該当する場合はヘルパー二人による介護も可能とします。二人介護の利用は届け出が必要になります。

- ・障害者（児）の身体的理由により一人のヘルパーによる介護が困難であると認められる場合
- ・行動障害により、暴力等の危険行為が認められる場合

Q22 一人のヘルパーに対して、何人の利用者へ支援を行うことができますか。

豊橋市ではグループ型の支援は認めていないため、一人のヘルパーが支援を行うことができる人数は一人になります。

Q23 二人介護は1つの事業所から二人のヘルパーを派遣するのではなく、2つの事業所からそれぞれ一人ずつヘルパーを派遣し、支援することができますか。

構いません。ただし、実績記録表の記載は以下のとおりにしてください。また、請求は二人介護（移動支援基本二人・移動支援身体二人）の単価ではなく、一人介護（移動支援基本・移動支援身体）の単価を各事業所で算定することになります。

【記載例】

日付	曜日	サービス内容	移動支援計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	利用者負担額	利用者確認欄	利用目的	移動手段
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間						
4/1	金	二人介護 (相手の事業所名)	11:00	14:00	3	11:00	14:00	3	1	833		①	⑦

二人介護（相手の事業所名）

5. 通学・通所等について

Q24 通学（学校に通う）には利用できませんが、学習塾等への送迎は可能ですか。

学習塾やスイミングスクールといった習い事は通年かつ長期にわたる外出にあたるため利用できません。習い事の目安としては社会参加等の目的がなく、あらかじめ週単位、月単位で週に1回以上利用が予定されているものになります。

Q25 学校行事（遠足や社会見学等）や施設等の行事で外出する際に移動支援を利用することが可能ですか。

学校行事や施設の行事はそれぞれで対応していただくものと考えられるため、移動支援を利用することはできません。

Q26 学校の送迎バスのバス停までの移動は算定可能ですか。

できません。通学とみなします。

ただし、休校日に通学の練習として利用することは可能です。

Q27 短期入所事業所や日中一時支援事業所の送迎に移動支援を利用することができますか。

原則として短期入所や日中一時支援の送迎に移動支援を利用することはできません。

ただし、家族等の介護者一人での送迎が困難かつ緊急でやむを得ない場合に限り、短期入所や日中一時支援の送迎に移動支援を利用することができます

Q28 日中活動を行う障害福祉サービス事業所（就労移行、就労継続支援、自立訓練（生活訓練）、地域活動支援センター等）への通所に移動支援を利用することはできますか。

日中活動を行う事業所への通所等については「通年かつ長期にわたる外出」にあたるため、移動支援サービスは利用できません。

Q29 障害児通所支援事業所（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）への送迎に利用することができますか。

「通年かつ長期にわたる外出」にあたるため、できません。

6. 移動支援の際に発生するさまざまな費用について

Q30 移動支援により生じた交通費は誰が払うのですか。

移動支援利用時にかかる公共交通機関等の交通費について、利用者自身にかかる分及び同行するヘルパーの分も原則利用者の負担となります。ただし、事業所は利用者もしくはその家族等に説明を行い、同意を得るようしてください。

Q31 ヘルパーと一緒に食事をした場合の料金はどうすればいいですか。

制度内での明確な決まりはないですが、事業所が利用者に実費の負担を求める必要がある場合は、利用者もしくはその家族等に説明を行い、同意を得られている必要があります。利用に伴って必要となる映画やコンサートなどの入場料についても、同様に事業所と契約時に取り決めをしてください。

Q32 キャンセル料は発生しますか。

事業所との契約時に取り決めておいてください。利用者と事業所の契約に関わる内容の為、市は一切関与できません。

7. その他

Q33 実績記録表における利用者確認欄は印鑑による押印である必要がありますか。

押印は廃止したため、必須ではありません。利用者確認欄は利用者のサイン（名前、レ点等）で対応ができます。

豊橋市地域生活支援事業 移動支援事業ガイドライン

発行：令和5年8月

編集・発行：豊橋市福祉部障害福祉課 福祉サービスグループ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

Tel : 0532-51-2347

Fax : 0532-56-5134

E-mail : shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp